**令和５年度第６回障害のある人もない人も安心して暮らせる**

**高知県づくり条例（仮称）検討委員会の概要**

**１ 日 時** 令和５年１２月２７日（水）１４時から１６時

**２ 場 所** 高知城ホール　２階　中会議室

**３ 意見の概要**

**（１）第３条基本理念について**

**〇**意思疎通情報取得等の手段の確保の中で具体例を入れていただいたということですが、「図解等を用いた表現」はどこかに根拠があるのでしょうか。分かりやすい表現というと、平易な日本語を使うとか、難しい漢字を使わないといったことも含めて書かれることが多いので、図解等を用いたという具体例が果たして適切なのかなということで質問させていただきました。

**〇**今の図解の件、この文言が出てきた時に、私たち視覚障害者からすると、「あぁまた分かりにくくなるな」というイメージをもちました。それで髙野委員から言っていただいたのでありがたかったかなと思いました。ありがとうございます。

**〇**　ここはわかりやすく言うと、例えば、「その方にあったわかりやすい表現」ということ、なので、そのことを表現できればいいかなと思う。「障害のある人の分かりやすい表現そのほか、障害特性に応じた～」という表現でもいいと思う。

**（２）第２条定義について**

**〇**　第２条の定義の（１）（２）（３）の順番を見直してはどうか。合理的配慮の提供がいったりきたりするので分かりにくくなるのではないか。

**〇**　（３）に合理的配慮が出てくるので、その前段で入れておかないと分かりにくくなるのではないか。

**〇**　障害を理由とする差別、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供が並びとしたらすっきりするが、出てくる文言の並びでいうと、井上委員のおっしゃったとおり、順番としては障害を理由とする差別が最初、次に不当な差別的取扱い、最後に合理的配慮。

読んでいくと、最初に出てくるが、後でちゃんと説明がくるということになる。

**〇**　順番は（３）（１）（２）、もしくはこの順でいいと思う。他のところで、障害を理由とする差別にあえて「それに伴う負担が過重でない場合に」を重ねて入れなくてもいいのではないか。あまり過重な負担を強調したくないフレーズ、なのであえて書かなくてもいいと思います。

**〇**　これがあると、過重な負担がある場合は、差別してもいいと読まれかねないので、「過重な負担がある場合」の部分はいらないのではないかと思う。

**〇**　ご指摘通り、「過重な負担」ということを重ねていうことになるので、見直しをします。

**〇**　合理的配慮をすることによって差別が解消されるけど、障害を理由とする差別を例示するのであれば、「合理的配慮の不提供」としないと、意味が分からなくなるのではないか。

**〇**　まず、並びだけ確認。（１）障害を理由とする差別（２）不当な差別的取扱い　（３）合理的配慮の提供ということで整理してはどうかと思う。

**〇**　どこに根拠があるということもあるが、いろんな言い方をしていいのではないかと思う。

**〇**　必ずしも出てくる順番で条例が整理しきれているわけではないので、（３）が（１）でもいいと思う。

**〇**　並びに関してのご意見はいかがでしょうか。

（１）障害を理由とする差別（２）不当な差別的取扱い（３）合理的配慮の提供

それぞれの定義については、再度検討させていただきたい。ただし、ここで、定義を決める際の基本的な方針だけ確認したい。まず、ここはあくまで定義なので、この後で出てくるその文言が定義で説明ができることが大切。この後に出てくるそれぞれの文言を共通して説明できる定義を記載することを方針。２点目は国の示す方針、あるいは他県の条例等を参照しつつも、県民に分かりやすい表現を用いること。３点目としてそれぞれの定義が、障害者差別の実態、あるいはその実態を解消するための内容となっていること。この３点の方針に基づき、この定義を事務局会議で再度協議をさせていただくということでご了解をいただきたい。

**〇**　性別、年齢のところは、年齢は男女に関係ないので前に出して、年齢、性別にした方がいいのではないかと思います。

**〇**　並びはあまり関係ないという法令チェックだったようですが、まずは年齢ごとに差別の事象、合理的配慮の状況が変わることがあるかなと思いますが、いかがでしょうか。まず、ライフステージ、ライフサイクルの課題を考えることが、その方の暮らしを考えた時に、重要ではないかと考えてます。

**〇**　何となく、日本語の並びとして、赤ちゃんの時から保育園、学童、その後高齢というライフステージということが思い浮かぶので、年齢、性別という方がしっくりくるかなと思う。

**〇**　詳しいことは分からないが、お腹にいることからということを考えると、その時から差別が始まるという感覚もあるので、年齢が先の方がいいのではないか。

生まれた時に障害があると、「おめでとう」と言わないドクターもいると聞くので、やはり年齢から入る方がいいのではないか。

**〇**事務局でもう一度、ご検討いただきたい。

**〇**　検討委員会のご意見を踏まえて、事務局で見直しをしたい。なお、第３条第５項にも性別、年齢が出てくるが、ここも同じ考え方でよろしいでしょうか。⇒了

**（３）第１４条あっせんの対象について（第１０条第２項を対象に含むかどうか）**

**〇**　私は「含まれる」というか、現状の案でいいのではないかなと思っている。結局、あっせんを利用とする事案としては、合理的配慮をどうやって提供するかということについてのあっせんになるので、説明のところだけを取り上げてあっせんをするのはあまり意味がないのではないか。なので、説明がないという事案についても、第１項に立ち返って、そもそも合理的配慮ができないのですか、という部分にあっせんをしていくのが現実的ではないかなと思う。あと、法文的にも義務規定と努力義務規定が入っているところをあっせんの対象に入れるのは難しかろうなというのは、その通りかなと思う。

**〇**　大変分かりやすい整理ありがとうございます。私も納得しました。

**（４）第３条、第１０条、第11条に係る「合理的な配慮」の記載について**

**〇**　第10条が合理的配慮となっていますが、第２条定義で「合理的な配慮」としたので、ここはそろえた方がいいかなと思う。また、「合理的な配慮」はあくまでも調整のことなので、この禁止規定では、第１０条は、「合理的な配慮の提供」とかそういった形にした方がいいのかなと思う。

また、第３条の（３）「障害を理由とする差別」にある「それに伴う負担が加重でない場合に」の後の「必要かつ」も不要ではないか。というのは、「必要かつ合理的な配慮」という言葉ではなく、「合理的な配慮」という単語。「合理的な配慮」は必要かつ適当な現状の変更又は調整のこと。なので、ここはワードとしての「合理的な配慮」と入れればいいかなと思う。同様に第１０条も「必要かつ」はとった方がよい。また第11条も同様に、「合理的な配慮の提供」に係る事例と見直した方がよいのではないかと思う。

**〇**　国の基本方針で「合理的な配慮」の定義に「必要かつ」と用いられているので、事務局としては入れていたのだと思うが、そもそも国のワーディングが非常にあやふやで混乱をきたすような文章になっている部分も見受けられるので、今回、県民の方へのよりわかりやすさという点で髙野委員のご意見のように整理するのは、必要なことかもしれない。

**〇**　やはり先程来から、申し上げていますが、この条例は県民にしっかり理解してもらうことが重要。よって、ワーディングは非常に重要。したがって入れるべきものは盛り込み、いらないものは削るということをこの条例ではやっていきたい。それを条例検討の１つの方針としたいと思っている。

**（５）第24条「意思疎通及び情報取得等の保障の推進」の第３項の記載からICTの活用に関する記述を削除する案について**

**〇**今、様々なＤＸ関係の動きが押し寄せているところですが、自分たちが日々お付き合いのある知的障害や発達障害のある人がいつもその流れから取り残されているというか、どうも、彼らが存在しているということを前提とした議論がなされていないのではないかということにぶつかることがよくある。今、一番言われていることは、マイナ保険証の問題。なかなか使いづらいということが分かってきている。ただ、今後もっともっと議論しなければいけないことが出てくるだろうとも思う。そういうこともあり今回は、ＤＸのことは外してはいけないだろうということで意見を出させてもらっていた。ただ、ＤＸもいろいろな動きがあり、ここで言い切ってしまうことができない部分もあるので、今後、問題が起こった時に、ここで議論ができるという礎として残していただいたらいいんじゃないかな、という風に思います。

**〇**まさにＤＸが推進していく中で、様々な、おそらく想定していない問題が障害のある人の暮らしの中で生じていくと。そもそもその背景として、ＤＸが障害のある人の暮らしを前提にしていない、あるいは配慮していないということがある。その部分については、この条例のまさに前段の部分、社会的障壁を除去していく取組を行う、あるいは個々の状況に応じて合理的配慮を提供していくということを進めていくという観点からするとすでに条例の中に含まれていることだと理解する。ＤＸの問題がますます障害のある人の暮らしを豊かにする側面もあれば、一方で、阻害していくという側面もある。そのあたりについては、この条例が発展していく中でさらに議論を深めていく必要があるということはしっかり議事録に残してほしい。

**（６）条例名について**

**（現在の「高知県づくり条例」での制定が難しい場合の代替案について）**

**案１**　障害のある人もない人も共に安心して暮らせる高知県づくり条例

**案２**　高知県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例

**案３**　高知県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる共生社会づくり条例

**〇**　条例名が長いので、県民に親しんでいただくためには、略称でもいいのでもう少しコンパクトな名称があればいいと思う。案の３の「共に」を取れば、「共生社会づくり条例」ということで略称的に使えるのではないかと思う。

**〇**　この条例の一番の目的は、共生社会の創成、その仕組みの創成というところにあるとするならば、案の３がいいのかなと。「共生社会」には、単に安心して暮らせるという要素以外のことも含まれるので、案の３というのは１つかなと思う。

**〇**　共生社会が入っている条例は高知は他にありますか？

**事務局**　「共生社会」はないですが、子ども・福祉政策部として「地域共生社会」というところを推進しているというところはある。

**〇**「共生社会」はいいキーワードだなと思うが、今後、似たような言葉が出てくると、少し整理が必要になることもあるのかなとも思う。

**〇**　共生社会は、社会の構造自体が共生でなければならないという大きな話。一方で地域共生社会は地域レベルでお互いに支え合うというスモールコンパクトな集合体というところで、自分としては整理しているが、とはいえ、「共生社会」とした時に、覚悟を問われることはあると思うので、他県でもやっているような形で案２に落ち着かせて通称が「共生社会づくり条例」でもいいと思います。

**〇**　案３の「共に」をのけて「共生社会づくり条例」がいいと思う。僕は、この条例が「ひとまち条例」とセットで将来的にはなくしていきたい条例で、そんなに重くないのではないかと考えています。条例をつくることが目的でなくて、共生社会を造ることが本来の目的なので、手段としての条例ということを考えると、なぜ長いのかということを考えると、現実はそうなっていないということを広く県民に知ってもらうという意味で、ちょっと長いんですという話のとっかかりになると考えると、条例名が長いのはそういう社会の反映であって、この条例が未来永劫続くものではない、条例がない社会をつくることが目的なので、現段階では長いのは仕方がない現状なんだと考えています。

**〇**　　せっかくの機会なので、各委員さんからこの条例に込める想いと共にこの名称についての意見をみなさんから一言ずついただければと思う。

この条例が社会基盤づくりの条例だと捉えた時に、場合によっては障害のある人の施策のパラダイムを変えていくくらいのものに発展していくといいのかなと、そうしないといけないのかなとも思いますので、各委員からこの条例に込める想いや名称について一言ずついただきたいと思う。

**〇**　私もぜひ当事者委員に聞きたいと思っていることがあって、いつも思っているのが、「安心して」でいいのかということなんです。結局、安心は、とてもベースが低い。幸せとか豊かとか、社会で生きる中で、安心安全はマイナスから０くらいの話でそれをこの条例名に入れるということに、いつも何となく違和感を感じている。なので「安心して」を入れることについてもご意見をいただければと思います。

**〇**　確かに、豊かで幸せというのがすごくいいことだと思いますが、今の現状は「安心」にも程遠いです。町の中でも、手話で対応ができる場所もないですし、緊張がずっとありますし、「安心して」というのはまだまだですね。実際は高野先生がおっしゃった幸せで豊かというところが望ましいと思います。そういう期待も込めて、名称が長いというのも一案かなと思います。

**〇**　そのことさえ保障されていないということをきちんと県民の方に知ってもらうという意味では、「安心」という言葉が入っているのも１つかなと思いました。

**〇**　私が死ぬまでに安心して暮らせる世の中がくるのかなと思います。日々危険が伴ったり、心無い言葉を投げかけられたりとか、そういうことがあまりにも多いので、そういう意味で、この条例の名称は重くていいと思います。それぐらいの気持ちで作って、県民のある方に、広くこういうことなんだよ、まだまだ差別もあるし、まだまだ障害のある人が自由に楽しく生きられる世の中じゃないんだよということを県民の方に知っていただきたいという思いが強いので、そこのところは隅々まで浸透していかないと私たちの生活は変わらないと思うので、もっとどんどんいってもらいたいなと思います。

**〇**　　やはり社会基盤をつくる条例であるとするならば、その安心の基盤を作るということがその中に、明確に理念方針として含まれているということが重要なんだろうということを改めて認識しました。

**〇**　　高野先生に言われてどきっとしたんですが、自分がこの条例でいいと思っていたところは「高知県づくり」なんです。常にいつも安心で安全で、というところに自分はならされていて、その豊かさとかいうところまでいかなかった。でも本当は豊かで幸せに生きていける高知県を作っていく条例だろうと思う。そういう意味で、高知県づくり条例というのは非常に好きな言葉でした。ただ、障害者の権利とか色んなことを考える時に、言葉の荒探しと見えるかもしれないが、先ほどの年齢が先か性別が先かということも、今までは障害者のことをちゃんと中心に据えて議論をしてこなかった我々の社会があって、なので、１つ１つがひっかかってもいいと思う。そう思って今までの会に参加させていただいていた。なので年齢が先なのかということも、非常に大事で、昔は氏名、性別という流れが普通の動きだったけど、今は年齢も性別も関係なくなっている社会の中で本当は考えてみなければいけないことだと思う。ただ、安心だけではいけないなということに気づかされた。ありがとうございました。

**〇**　この条例づくりの中で、やはり見過ごしていたものが、突き詰めて考えていくとあぶりだされていくということなんだろうなと。それは、やはり障害のある人たちの暮らしからあぶりだしていくことがこの条例の議論の中で少しでもできたとするならば、この会は非常に重要な会だったなと思います。やはり高知県づくりが、この条例の目的だというところであれば、やはり名称としては「高知県づくり条例」がいいのではないかということも納得のご意見だと思います。

**〇**　私のつたない質問に答えてくださりありがとうございます。仕事柄ということもありますが、やはり豊かに暮らせるように、皆さんが安心安全だけではなく、人として尊重されてというところをとても考えてはいるが、それはある程度理想論なんだなということ、やはり安心がまだ足りないというところを改めて気づかされました。

また、改めて案1の高知県づくり条例って言葉としていいなと思いました。高知の人は高知のこと大好きじゃないですか。その大好きな高知に障害のある人が入っていない感じがすごくあるから、そこに障害のある人もない人も入って高知県なんだというのがいい名前だと思うのですが、それが政策的にだめだと言われるのであれば、案３かなと、「共に」を外して「共生社会」まできちんと言い切る出すことが大事かなと思います。個人的には「安心して」の後に、「豊かに」を入れたい気持ち、安心して豊かに暮らせる高知県であってほしいと私は思います。

**〇**　　精神の当事者として、目に見えない障害の部分や、私が病気になったときは、あまり精神疾患はよく思われていないところがあって、障害を認めていく過程が難しいところがあった。本当は私にも人格があって名前があるが、精神障害の人なのではなく、精神科に通っていて薬を飲んでいて、精神的にちょっと疲れやすいという特徴のある内ノ村という名前があって、一時ひきこもって仕事もしていない時は、だれからも名前を呼ばれない、こんなところに内ノ村委員なんて名前が出てくるなんてこともなく、一時、自分が何者かわからないな、存在がないみたいな感覚だったりもした。そういうそれぞれの障害のある人や生きづらさを抱えている人が障害といえば障害、それぞれの特徴、今、精神もボーダーの人は、生きづらい部分が、ぱっと見た目では分からない、見た目ではできそうなのにでこぼこしていて難しかったりということがあるので、一般の県民の方に障害の当事者の方がいて、日常こういった工夫をしながら、また実際生活するうえでこんな困りごとを抱えながら生きているということを相互に理解しあえるような高知県ということを思いながらいる。条例名は長いとは思うが、やっと覚えた名称「障害のある人もない人も安心して暮らせる高知県づくり条例」というのがまた変わるのかなと思うし、私も言葉の並びでいうと高知県づくりが良いと思う。それが難しい場合は案３で「共に」を消して「共生社会」がいいと思う。

精神でも安心安全でということは言われるが、周りと比べると例えば学校に行けなくなったり途中で病気になった、うつになったで働けなくなったりで、それまでは同年代と同じに段階を進んでいたのに、自分が劣っているというと変だが、そんな風に受け取りがちで、自分の受け取り方で、精神の方は豊かとか幸せに思えない時期があるのかなと思う。

**〇**　相互理解を深めていくことが高知県社会の中でより活発になっていくということがやはり重要なんだと思う。それは単に県民の方に理解がないということではなく、出会う経験が少なかったり、障害があることに気づいていなかったり、その方とどうコミュニケーションをとるのかという、その方法を知らなかったり、そのことをいくつかの機会の中での経験から理解をしていくということが重なっていく、それがまさに安心して暮らせる土台になっていくことになるのかなと思いました。

**〇**　この会には当事者として参加しているが、昨日、４～５人で集まり、意見交換をしていたが、広島の「にしはらかいくん」という30歳くらいで、国立病院の院内保育で、洗濯機に飛び込んで超重度の障害をおった人で、この人については、本とかテレビでも出てくる。そのお姉さんという人がその雑誌に書いていたのですが、そのお姉さんにはきちんと名前があるが、これまで「かいくんのお姉さん」という風に呼ばれていた。自分の名前で呼ばれたことがないと。この条例名の「障害のある人もない人も」と書いている意味は、単純に、障害者と健常者という意味ではなく、実は障害はないけど、障害のある人と同じような、井上委員や竹島委員の言葉を借りると、安心して暮らせない人がいるんだと。障害のある人もない人もという言葉の意味は、例えば障害児の親や兄弟、もうちょっと広い家族ということも含めて、の意味じゃないかなと、みんなの話を聞いていて改めて思った。高知県づくりにするのか、「共生社会」にするのかという話については、どうしても法務がいかんと言わんかったら「高知県づくり」にしてほしい。でも「共生社会」はこの３０年間の間でポピュラーになってきたので、条例の名前もずっと一緒でなくてもいいので、高知県づくりでいいかなと、「共生社会」というと日本全体がそうならないと実現できないが、せいぜいこの条例でできるのは、「高知県」をつくっていくことだと思うので、ぜひ障害福祉課は法務課と協議してほしい。

**〇**　議員提案であればいいが、こういう当事者の方やみなさんの意見を聞いてきた会で、（条例名は）だめだということには釈然としない部分があるのでそこはちゃんと訴えていただきたいと思う。

**〇**　まず第１案は案１でやはりもう一度折衝いただきたい。その時に安心して豊かに等言葉を入れるか入れないかというところについてはいかがでしょうか。

**〇**　安心に「豊か」という言葉を足した方がいいと思う。安心だけだと０から１になるけど、本来は障害のない人と同じ１００を目指すなら、対等な関係にという意味でいうと「豊かに」という言葉を入れるべきではないかと思う。

**〇**案の１が検討委員会としての第１案。この案を優先し、折衝いただきたい。第２案として安心して豊かに暮らせる共生社会づくり条例とするということでお願いしたい。

本日が、最後の高知県づくり条例検討委員会となりますが、皆様にはこの条例を引き続き見守り育てていただければと思う。